

# 会 費 規 程

第 1 条 この規程は、一般社団法人横浜みなとみらい 21 (以下「当法人」という。)の定款第 10 条の規定に基づき、当法人の会費について定める。

第 2 条 会費は、入会金及び年会費とする。

第 3 条 会費は、一事業年度における合計額を各事業区分の従事割合に応じて使用する。ただし、収益事業については、財源があることから使用しない。

第 4 条 入会金は、正会員及び準会員について 100,000 円とする。

第 5 条 年会費は、1 口 100,000 円とし、加入口数を次のとおりとする。

- (1) 正会員    ア. 土地・建物の所有者    別表 1 と別表 2 の合計口数以上  
              イ. 建物の管理者        別表 3 の口数以上
- (2) 準会員    別表 3 の口数以上
- (3) 賛助会員  1 口以上

第 6 条 年度の中途において会員となった者の当該年度の年会費は、加入の月を含め月数割で算定した額とする。

- 2. 準会員又は賛助会員が正会員に会員資格を変更する場合は、当該年度の年会費の差額を納入しなければならない。

第 7 条 年度の中途において会員がその資格を喪失したときは、当該年度の年会費について資格を喪失した月までの月数割で算定した額とし、既納の年会費がある場合はその差額を返還するものとする。

第 8 条 年会費は、当該年度の 6 月末日までに一括して納入するものとする。

- 2. 入会金及び第 5 条第 1 項の年会費は、会員となった月の翌月末日までに納入するものとする。

第 9 条 会費の納入は、当法人が指定した銀行への振込みにより行うものとする。その場合、納入にかかる送金手数料は、会員が負担するものとする。

第 10 条 第 2 条に定める会費のほか、当法人は特殊な事業の実施に係る経費の支弁のために、理事会の議決を経て、臨時に会費を徴収することができる。

第 11 条 この規程に定めるもののほか、当法人の会費の取扱いに必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

## 会費規程－別表

**【別表1】 みなとみらい21地区内の土地を所有または借用する面積による口数基準**

土地の所有・借用面積		口数	土地の所有・借用面積		口数
－	1,000 m <sup>2</sup> 未満	1 口以上	16,000 m <sup>2</sup> 以上	18,000 m <sup>2</sup> 未満	11 口以上
1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 未満	2 口以上	18,000 m <sup>2</sup> 以上	20,000 m <sup>2</sup> 未満	12 口以上
2,000 m <sup>2</sup> 以上	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3 口以上	20,000 m <sup>2</sup> 以上	25,000 m <sup>2</sup> 未満	13 口以上
3,000 m <sup>2</sup> 以上	4,000 m <sup>2</sup> 未満	4 口以上	25,000 m <sup>2</sup> 以上	30,000 m <sup>2</sup> 未満	14 口以上
4,000 m <sup>2</sup> 以上	6,000 m <sup>2</sup> 未満	5 口以上	30,000 m <sup>2</sup> 以上	35,000 m <sup>2</sup> 未満	15 口以上
6,000 m <sup>2</sup> 以上	8,000 m <sup>2</sup> 未満	6 口以上	35,000 m <sup>2</sup> 以上	40,000 m <sup>2</sup> 未満	16 口以上
8,000 m <sup>2</sup> 以上	10,000 m <sup>2</sup> 未満	7 口以上	40,000 m <sup>2</sup> 以上	45,000 m <sup>2</sup> 未満	17 口以上
10,000 m <sup>2</sup> 以上	12,000 m <sup>2</sup> 未満	8 口以上	45,000 m <sup>2</sup> 以上	50,000 m <sup>2</sup> 未満	18 口以上
12,000 m <sup>2</sup> 以上	14,000 m <sup>2</sup> 未満	9 口以上	50,000 m <sup>2</sup> 以上	55,000 m <sup>2</sup> 未満	19 口以上
14,000 m <sup>2</sup> 以上	16,000 m <sup>2</sup> 未満	10 口以上	55,000 m <sup>2</sup> 以上		20 口以上

**【別表2】 みなとみらい21地区内の建物を所有する面積による口数基準**

建物の所有面積		口数	建物の所有面積		口数
－	20,000 m <sup>2</sup> 未満	1 口以上	200,000 m <sup>2</sup> 以上	220,000 m <sup>2</sup> 未満	11 口以上
20,000 m <sup>2</sup> 以上	40,000 m <sup>2</sup> 未満	2 口以上	220,000 m <sup>2</sup> 以上	240,000 m <sup>2</sup> 未満	12 口以上
40,000 m <sup>2</sup> 以上	60,000 m <sup>2</sup> 未満	3 口以上	240,000 m <sup>2</sup> 以上	260,000 m <sup>2</sup> 未満	13 口以上
60,000 m <sup>2</sup> 以上	80,000 m <sup>2</sup> 未満	4 口以上	260,000 m <sup>2</sup> 以上	280,000 m <sup>2</sup> 未満	14 口以上
80,000 m <sup>2</sup> 以上	100,000 m <sup>2</sup> 未満	5 口以上	280,000 m <sup>2</sup> 以上	300,000 m <sup>2</sup> 未満	15 口以上
100,000 m <sup>2</sup> 以上	120,000 m <sup>2</sup> 未満	6 口以上	300,000 m <sup>2</sup> 以上	320,000 m <sup>2</sup> 未満	16 口以上
120,000 m <sup>2</sup> 以上	140,000 m <sup>2</sup> 未満	7 口以上	320,000 m <sup>2</sup> 以上	340,000 m <sup>2</sup> 未満	17 口以上
140,000 m <sup>2</sup> 以上	160,000 m <sup>2</sup> 未満	8 口以上	340,000 m <sup>2</sup> 以上	360,000 m <sup>2</sup> 未満	18 口以上
160,000 m <sup>2</sup> 以上	180,000 m <sup>2</sup> 未満	9 口以上	360,000 m <sup>2</sup> 以上	380,000 m <sup>2</sup> 未満	19 口以上
180,000 m <sup>2</sup> 以上	200,000 m <sup>2</sup> 未満	10 口以上	380,000 m <sup>2</sup> 以上		20 口以上

※所有者が自ら管理運営者となる場合は、下記の商業・宿泊施設の口数を加算

商業施設の面積		口数	宿泊施設の面積		口数
10,000 m <sup>2</sup> 以上	20,000 m <sup>2</sup> 未満	5 口加算	10,000 m <sup>2</sup> 以上	20,000 m <sup>2</sup> 未満	1 口加算
20,000 m <sup>2</sup> 以上	30,000 m <sup>2</sup> 未満	10 口加算	20,000 m <sup>2</sup> 以上	40,000 m <sup>2</sup> 未満	2 口加算
30,000 m <sup>2</sup> 以上	50,000 m <sup>2</sup> 未満	15 口加算	40,000 m <sup>2</sup> 以上	60,000 m <sup>2</sup> 未満	3 口加算
50,000 m <sup>2</sup> 以上		20 口加算	60,000 m <sup>2</sup> 以上		4 口加算

**【別表3】 みなとみらい21地区内の建物を管理運営する面積による口数基準**

(1) 商業施設

建物の管理運営面積		口数
—	10,000 m <sup>2</sup> 未満	1 口以上
10,000 m <sup>2</sup> 以上	20,000 m <sup>2</sup> 未満	6 口以上
20,000 m <sup>2</sup> 以上	30,000 m <sup>2</sup> 未満	12 口以上
30,000 m <sup>2</sup> 以上	40,000 m <sup>2</sup> 未満	17 口以上
40,000 m <sup>2</sup> 以上	50,000 m <sup>2</sup> 未満	18 口以上
50,000 m <sup>2</sup> 以上	60,000 m <sup>2</sup> 未満	23 口以上
60,000 m <sup>2</sup> 以上	80,000 m <sup>2</sup> 未満	24 口以上
80,000 m <sup>2</sup> 以上	100,000 m <sup>2</sup> 未満	25 口以上
100,000 m <sup>2</sup> 以上	120,000 m <sup>2</sup> 未満	26 口以上
120,000 m <sup>2</sup> 以上	140,000 m <sup>2</sup> 未満	27 口以上
140,000 m <sup>2</sup> 以上	160,000 m <sup>2</sup> 未満	28 口以上
160,000 m <sup>2</sup> 以上	180,000 m <sup>2</sup> 未満	29 口以上
180,000 m <sup>2</sup> 以上		30 口以上

(2) 宿泊施設

建物の管理運営面積		口数
—	10,000 m <sup>2</sup> 未満	1 口以上
10,000 m <sup>2</sup> 以上	20,000 m <sup>2</sup> 未満	2 口以上
20,000 m <sup>2</sup> 以上	40,000 m <sup>2</sup> 未満	4 口以上
40,000 m <sup>2</sup> 以上	60,000 m <sup>2</sup> 未満	6 口以上
60,000 m <sup>2</sup> 以上	80,000 m <sup>2</sup> 未満	8 口以上
80,000 m <sup>2</sup> 以上	100,000 m <sup>2</sup> 未満	9 口以上
100,000 m <sup>2</sup> 以上	120,000 m <sup>2</sup> 未満	10 口以上
120,000 m <sup>2</sup> 以上	140,000 m <sup>2</sup> 未満	11 口以上
140,000 m <sup>2</sup> 以上	160,000 m <sup>2</sup> 未満	12 口以上
160,000 m <sup>2</sup> 以上	180,000 m <sup>2</sup> 未満	13 口以上
180,000 m <sup>2</sup> 以上		14 口以上

(3) その他施設

建物の所有・管理運営面積		口数	建物の所有・管理運営面積		口数
—	20,000 m <sup>2</sup> 未満	1 口以上	200,000 m <sup>2</sup> 以上	220,000 m <sup>2</sup> 未満	11 口以上
20,000 m <sup>2</sup> 以上	40,000 m <sup>2</sup> 未満	2 口以上	220,000 m <sup>2</sup> 以上	240,000 m <sup>2</sup> 未満	12 口以上
40,000 m <sup>2</sup> 以上	60,000 m <sup>2</sup> 未満	3 口以上	240,000 m <sup>2</sup> 以上	260,000 m <sup>2</sup> 未満	13 口以上
60,000 m <sup>2</sup> 以上	80,000 m <sup>2</sup> 未満	4 口以上	260,000 m <sup>2</sup> 以上	280,000 m <sup>2</sup> 未満	14 口以上
80,000 m <sup>2</sup> 以上	100,000 m <sup>2</sup> 未満	5 口以上	280,000 m <sup>2</sup> 以上	300,000 m <sup>2</sup> 未満	15 口以上
100,000 m <sup>2</sup> 以上	120,000 m <sup>2</sup> 未満	6 口以上	300,000 m <sup>2</sup> 以上	320,000 m <sup>2</sup> 未満	16 口以上
120,000 m <sup>2</sup> 以上	140,000 m <sup>2</sup> 未満	7 口以上	320,000 m <sup>2</sup> 以上	340,000 m <sup>2</sup> 未満	17 口以上
140,000 m <sup>2</sup> 以上	160,000 m <sup>2</sup> 未満	8 口以上	340,000 m <sup>2</sup> 以上	360,000 m <sup>2</sup> 未満	18 口以上
160,000 m <sup>2</sup> 以上	180,000 m <sup>2</sup> 未満	9 口以上	360,000 m <sup>2</sup> 以上	380,000 m <sup>2</sup> 未満	19 口以上
180,000 m <sup>2</sup> 以上	200,000 m <sup>2</sup> 未満	10 口以上	380,000 m <sup>2</sup> 以上		20 口以上